

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定による。

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

記

1 訴えの目的

立川市営住宅の明渡し及び滞納使用料等の支払請求

2 訴えの方法

弁護士を訴訟代理人とする訴え

3 訴えの相手方

立川市営住宅入居者 A

4 事件の概要及び処理方針

上記立川市営住宅入居者 A（以下「A」という。）は、平成 13 年 12 月 1 日より立川市営住宅に入居した（以下、A が入居した住宅を「本件住宅」という。）。A は平成 25 年 10 月分から本件住宅に係る使用料の滞納が常態化し、令和 6 年 7 月分までの滞納月数は 129 箇月、滞納額は計 8,488,800 円となった。これまでに、延べ 25 回に渡り使用料の支払を促してきたが、支払義務を履行せず、今日に至っている。

そこで、A に対して令和 6 年 8 月 22 日付け「条件付使用許可取消通知書」を内容証明郵便及び特定記録郵便にて送付し、同月 31 日までに滞納使用料の支払がない場合は、立川市営住宅条例（平成 9 年立川市条例第 35 号）第 40 条第 1 項第 2 号の定めに基づき、本件住宅の使用を取り消し、本件住宅の明渡しを請求する旨通知したが、A から何ら連絡がない状況が続いたまま、A は本件住宅の使用を継続している。

よって、立川市は、A に対し、本件住宅の明渡し及び次のとおりの滞納使用料等の支払を求めて訴えを提起するものである。

(1) 平成 25 年 10 月分から令和 6 年 8 月分までの滞納使用料として 8,564,900

円

(2) 令和 6 年 9 月 1 日から明渡し済みに至るまでの使用損害金として、1 箇月当たり各年度における本件建物に係る近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当

する額の金員

(3) 上記(1)に対する令和6年8月31日までの遅延損害金として1,890,339円

(4) 上記(1)のうち、金4,790,800円に対する同年9月1日から支払済みまで民事法定利率である年5パーセントの割合による金員、及び、うち金3,774,100円に対する同年9月1日から支払済みまで民事法定利率である年3パーセントの割合による金員

なお、訴えの提起の後において、上記訴えの目的を達成するため特に必要がある場合には、訴えの変更又は訴訟上の和解をすることができるものとする。

